

阿南工業高等専門学校参与会規則

(平成16年4月1日)

(規則第3号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、阿南工業高等専門学校参与会（以下「参与会」という。）を置く。

(任務)

第2条 参与会は校長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び校長に対して助言を行う。

- (1) 本校の教育研究に関する重要事項
- (2) 本校の管理・運営に関する重要事項
- (3) 本校の地域連携に関する重要事項
- (4) その他本校に関する重要事項

(組織)

第3条 参与会は、校長が委嘱する学外の有識者で組織する。

(任期)

第4条 参与の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、参与に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該参与を委嘱した校長の任期の終期を越えることはできない。

(会長)

第5条 参与会に、会長を置き、校長が指名する。

2 会長に支障があるときは、校長が指名する参与がその職務を代行する。

(運営)

第6条 参与会の会議は、校長が招集し、会長がその議長となる。

(意見の聴取)

第7条 会長が必要と認めたときは、参与以外の者を前条の会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 参与会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、参与会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。